

消 防 相 互 応 援 協 定 書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき朝日町及び糸魚川市区域内での火災等の災害発生の際、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(応援の要請)

第2条 町長及び市長（以下「市町長」という。）は管内に災害が発生し、自己の消防力で防ぎよ困難又は不可能の場合は、協定市町長に対して応援を要請することができる。

ただし、市町区域の境界周辺で発生した場合には、発生地在市町長の要請をまたずに出動することができる。

(応援要請の方法)

第3条 応援の要請は、災害発生地市の市町長又はその代理者が次の事項を明確にして応援市町長に対して行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所
- (3) 所要人員並びに資機材の種別及び数量
- (4) 応援隊要請場所
- (5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた市町長は、当該市町区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、資機材の種別及び数量、到着予定時刻を受援市町に通報し、又は派遣しがたいときは、その旨遅滞なく受援市町長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第5条 受援市町の消防長、消防署長及び消防団長は要請場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊は、受援市町の消防長、消防署長又は消防団長の指揮下に行動するものとする。

(費用の負担)

第7条 応援に要した費用は、原則として応援側の負担とする。ただし、出動途中又は災害現場における機械器具の破損の修理、使用した消火薬剤、隊員の死傷による災害補償等重要事項について、当事者間において協議のうえ決定するものとする。

(改廃)

第8条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(その他の事項)

第9条 この協定以外の必要な事項に関しては、当事者において、その都度協議決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成17年7月1日から効力を発生する。
- 2 昭和55年10月1日の朝日町、青海町及び糸魚川地域消防事務組合が締結した協定は、平成17年6月30日で廃止する。

上記協定を証するため本書2通を作成し、当事者各1通を保管する。

平成17年7月1日

富山県下新川郡朝日町道下1133番地

朝日町長 魚津 龍一

新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

糸魚川市長 米田 徹